

指定期日の遡及の取扱いについて

【対象となる事例】

保険医療機関等の廃止を伴い、新たに保険医療機関等の指定を受ける場合であって、次の事例に該当する場合は、例外的に、指定期日の遡及（遡及指定）が可能です。

- 保険医療機関等の開設者変更を行う場合
- 保険医療機関等の所在地変更を行う場合
- 開設者を個人から法人に、又は法人から個人に変更する場合
- 保険医療機関を病院から診療所に、又は診療所から病院に変更する場合

【遡及指定を希望する場合の申請手続き】

次の類型に応じて申請手続きが異なります。詳細については、「保険医療機関等の遡及指定及び機能移転の取扱いについて（令和8年6月5日保医発0605第2号）」（以下「通知」という。）を参照のうえ、必要書類のご提出をお願いします。

なお、「③その他の場合」に該当する場合は、原則として遡及指定を希望する日の**3か月前までに予定届出書の提出が必要**となりますので、ご注意ください。

【必要書類】 ※提出期限は3ページをご確認ください

遡及指定の類型	必要書類	提出期限
①開設者死亡等の場合	□ 保険医療機関・保険薬局指定申請書 □ 同申請に係る添付書類 □ 届出を希望する施設基準の届出様式	指定申請書・添付書類、施設基準の届出 → 指定申請書の提出期限まで
②至近の距離（直線距離で2 km以内）への移転の場合 開設者のみの変更であって一定の要件を満たす場合	□ 保険医療機関・保険薬局指定申請書 □ 同申請に係る添付書類 □ 届出を希望する施設基準の届出様式 □ 「別紙1」の確認書類	指定申請書・添付書類、施設基準の届出、「別紙1」 → 指定申請書の提出期限まで
③その他の場合 （①、②以外）	□ 「別紙2-1」等の予定届出書 □ 保険医療機関・保険薬局指定申請書 □ 同申請に係る添付書類 □ 届出を希望する施設基準の届出様式 □ 「別紙2-1」等の届出書	□ 予定届出書 → 遡及指定希望日の3か月前まで □ 指定申請書・添付書類、施設基準の届出、「別紙2-1」等 → 指定申請書の提出期限まで

【遡及指定に係る判断基準】

遡及指定の判断基準は、以下のとおりです。詳細については、通知をご確認ください。
※下記の基準に該当しない例外的な事例が生じた場合は、個別具体的な状況を踏まえて判断いたします。

項目	具体的な判断基準		
	病院・有床診療所	無床診療所	薬局
過去に診療・調剤した患者の引継ぎ	以下のいずれも満たすこと。 - 診療録・調剤録等の引継ぎが行われること - 新医療機関等において、旧医療機関等を受診した患者の診療・調剤に係る問い合わせへの対応を行うこと		
現に診療中の患者の引継ぎ	旧医療機関の入院患者及び外来・在宅患者への診療が、新医療機関において引き続き行われること	旧医療機関の外来・在宅患者への診療が、新医療機関において引き続き行われること	旧薬局の患者の調剤が、新薬局において引き続き行われること
標榜診療科	旧医療機関における主な標榜診療科が、全て新医療機関において引き続き標榜されること		
職員の引継ぎ	旧医療機関で診療にあっていた常勤医師のうち、概ね5割以上（小数点以下切り捨て）、又は常勤・非常勤医師のうち「常勤医師数」と「非常勤医師の常勤換算医師数」の和の概ね5割以上に相当する医師が、新医療機関において引き続き雇用され診療にあたること		旧薬局で調剤にあたっていた薬剤師（常勤及び非常勤）のうち、概ね5割以上（小数点以下切り捨て）の薬剤師が、新薬局において引き続き雇用されること
移転する距離が近いこと（所在地を移転する場合）	「同一二次医療圏内」又は「同一都道府県内の直線距離で12km以内」のいずれかであること	「同一市区町村内」又は「同一都道府県内の直線距離で6km以内」のいずれかであること	「同一市区町村内」又は「同一都道府県内の直線距離で6km以内」であること
地域医療構想調整会議等における議論	必要に応じて、地域医療構想調整会議等における当該事例に係る議論を経て、医療法上の変更が行われていること		

【遡及指定における指定申請書等の提出期限】

令和8年度

遡及指定を希望する期間	指定申請書等の提出期限 施設基準の提出期限(※)
令和8年9月1日～令和8年9月30日	令和8年9月24日（木）
令和8年10月1日～令和8年10月31日	令和8年10月20日（火）
令和8年11月1日～令和8年11月30日	令和8年11月20日（金）
令和8年12月1日～令和8年12月31日	令和8年12月15日（火）
令和9年1月1日～令和9年1月31日	令和9年1月15日（金）
令和9年2月1日～令和9年2月28日	令和9年2月15日（月）
令和9年3月1日～令和9年3月31日	令和9年3月15日（月）



提出期限を
15日に変更

※施設基準の提出期限：「遡及指定日」又は「遡及指定日の属する月」から算定を希望する場合の提出期限です。
指定申請書等の提出期限と同日となります。

【例 令和9年1月1日付で移転（直線距離で6km）の場合】

遡及指定の類型「③その他の場合」に該当（1ページをご確認ください）

指定申請書等及び施設基準の届出書の提出期限は以下のとおりとなります。

	予定届出書	指定申請書・添付書類等	施設基準(※)
提出期限	令和8年10月1日(木) (遡及指定希望日の3か月前)	令和9年1月15日(金)	令和9年1月15日(金)

※施設基準の提出期限：「遡及指定日」又は「遡及指定日の属する月」から算定を希望する場合の提出期限です。
指定申請書等の提出期限と同日となります。

遡及指定の取扱いに係るQ & A

Q1 遡及指定について、通知の適用はいつからになりますか。また、予定届出書の提出はいつから必須となりますか。

令和8年9月1日以降に遡及指定を行うものが対象となります。

令和8年12月1日以降に遡及指定を受ける場合で、遡及指定の類型が「その他」に該当する場合には遡及指定を希望する日の3か月前までに予定届出書の提出が必須となります。

Q2 予定届出書の提出が遅れた場合、遡及指定は認められないのでしょうか。

予定届出書の提出が必要な場合においても、予定届出書の提出がないことをもって、ただちに遡及指定を認めないということはありません。

速やかに予定届出書の提出をお願いします。

Q3 予定届出書を提出した場合、遡及指定が認められるのか連絡いただけるのでしょうか。

予定届出書を提出いただいた場合には、受領した旨の連絡を行う予定です。

なお、遡及指定の可否の決定については、地方社会保険医療協議会（以下「地医協」という。）の審議を終えた後となるため、予定届出書の提出があった場合でも指定の可否について回答することはできません。

Q4 予定届出書の提出期限となる3か月前とはいつになるのでしょうか。

3か月前の同日が提出期限となります。

※令和8年12月1日で遡及指定の予定がある場合、令和8年9月1日が提出期限となります。

Q5 事業譲渡による開設者変更（遡及指定の類型②）を予定していますが、「管理者の引継ぎ」、「職員の引継ぎ」等、通知で示されている【基本的には認める要件】のうち、要件を満たせないものが一部あります。

1つでも満たしていないものがある場合、遡及指定は認められないのでしょうか。

通知の1.（2）で定められている【基本的には認める要件】の一部を満たしていないことをもって、ただちに遡及指定を認めないということはありません。

個別具体的な状況を踏まえて総合的に判断を行い、最終的には地医協の審議を経て、遡及指定の可否について決定いたします。

【お問い合わせ先】

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎6階
北海道厚生局 医療課 審査係
電話番号：011-796-5105



【北海道厚生局HP】